

地域密着型金融推進計画

(平成19～20年度)

平成19年10月

柏崎信用金庫

地域密着型金融の取組み方針

<基本的な取組み方針>

当金庫は、平成15～16年度を集中改善期間とした「リレーションシップバンキングの機能強化計画」と、平成17～18年度を重点強化期間とした「地域密着型金融推進計画」の計4年間を通じて、地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の取組みを積極的に推進、実践してきました。その結果、自己資本比率は10.50%、不良債権比率は8.99%となり、平成18年度の業績目標を達成することができました。

平成19年度以降につきましても、引き続き財務体質の強化を図っていくとともに、地域密着型金融の本質を十分理解した上で、そのビジネスモデルを確立・深化していくことが重要であるとの認識のもと、当金庫の規模及び地域特性や利用者ニーズに十分配慮した「選択と集中」に基づき具体的取組み事項を検討し、今後も着実に実行していく方針であります。また、利用者ニーズに応じた付加価値あるサービスを提供できる人材の育成を進めるとともに、新潟県中越沖地震からの復興支援並びに地域経済の発展のため、地方公共団体・商工会議所・外部機関及び関係団体等と適切に連携を図っていく所存であります。

こうしたことを基本的な取組み方針とする中、平成19～20年度の2年間については以下の項目に重点を置き、地域の皆様から信認される地域金融機関の実現に努めてまいります。

I. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

○事業再生

・取引先企業や当金庫の特性・能力に応じた積極的な取組みを行うと共に、外部機関(中小企業再生支援協議会等)との連携強化に向けた取組み。

○経営改善支援

・経営改善支援の対象先に対し、実態把握(定性面・定量面)を行い再建可能性の見極めを行ったうえで、経営改善支援室と営業店が連携して多様で良質な提案等を実施。

○創業・新事業支援

・柏崎商工会議所等との連携による経営相談会への参画及び㈱タナベ経営との連携による経営相談会及びマンツーマン勉強会の実施。

II. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

○不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進

・動産・債権譲渡担保融資及びスコアリングモデル融資の検討・導入。
・財務諸表の精度が高い中小企業に対する適用金利軽減化の検討・導入を実施。

○人材の育成

・企業の将来性や技術力を的確に評価できる能力(目利き能力)の向上を図り、事業からのキャッシュフローを重視できる人材の育成への取組み。

III. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

○地域活性化につながる多様なサービスの提供
・利用者満足度アンケート調査を実施し、より一層利用者へのサービス向上に向けた取組みの促進。

・地公体、商工会議所、大学等との連携を強化し、地域経済の活性化に係る取組みの推進。

○新潟県中越沖地震からの復興支援

・地震災害の罹災者に対する相談窓口の設置及び休日相談窓口の開設。
・地震災害復旧支援融資商品の発売・提供。

IV. 法令等遵守、顧客保護等管理の徹底

・法令等遵守状況の点検強化

・顧客への説明態勢の徹底、苦情・相談処理態勢の充実、顧客情報の管理・取扱いの徹底

<平成19年度の業績目標>

・自己資本比率11.0%相当の達成

・不良債権比率 7.5%相当の達成

○個別項目の計画

取組項目	取組方針及び 具体的目標	具体的取組策	実施スケジュール		備考
			19年度	20年度	
1. 地域密着型金融推進のための態勢整備					
(1) 身の丈にあった収益管理やITの活用等を含めた態勢整備、「選択と集中」の徹底					
<ul style="list-style-type: none"> ・収益管理態勢の整備・強化 ・ITの戦略的活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク認識による収益確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ALMシステムによる収益管理の強化 ・店舗別収益管理の強化・徹底 ・インターネットバンキングの充実 ・企業信用格付システム、信用リスク管理システムの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種リスクに対するリスク量の配賦とリスク量の把握・管理を行う。 ・店舗別に本部損益を配賦した収益管理の徹底を図る。 	19年度取組みを継続する。	
(2) 地域密着型金融の推進に関する基本的な方針を中期計画等に明示					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型金融の基本的な方針を中期計画等に明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画等への明示並びに開示 ・職員への周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ①中期計画等へ明示の具体的方策として、ホームページへの掲載による適時適切な情報開示 ※1-(3)参照 ②会議、研修等機会捉えた職員への周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ①中期計画「ACTIVE21」の見直しを行った。 ①「地域密着型金融推進計画」を策定する。 ①次年度「中期計画」策定へ向けての検討を長期計画実行委員会で行う。 ②職員を対象とした説明会等を実施し、効果的な浸透策を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①19年度取組みを継続する。 ②必要に応じ、「地域密着型金融推進計画」の検証を行う。 	
(3) 地域密着型金融に関する取り組みについての適切な情報開示					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型金融に関する取り組みの適切な開示 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報開示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクロージャー誌及びホームページにて開示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクロージャー誌及びホームページに掲載し開示する。 	19年度取組みを継続する。	
(4) 利用者ニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識を持った人材の育成・活用<参照:3-(1)>					
<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力(「目利き」能力)の向上を図ることは、経営改善支援・事業再生の取組みの強化に資するとともに、与信判断力・融資セールス力の向上に繋がるという認識のもと、積極的に人材育成に取組む方針 	<ul style="list-style-type: none"> ①業界団体等主催の研修会に参加 ・中堅層を中心に積極的に派遣 ②通信講座の受講 ・指定3講座について、代理職以上の職員は2講座を受講必須 ③中小企業診断士及びFPの育成 ・通信講座の受講奨励により、中小企業診断士第1次試験の合格者を輩出したうえで、中小企業大学校東京校に派遣 ・FP技能検定2級の資格取得を奨励 ④各種勉強会の実施 ・店長による勉強会(代理～主任) ・融資基礎研修(入庫3年未満) ・外部講師による勉強会等 	<ul style="list-style-type: none"> ①全国信用金庫協会主催の「企業再生支援」「目利き力」等の研修会に積極的に参加する。 ①新潟県信用金庫協会主催の研修会に参加する。 ②指定3講座の通信講座の受講を奨励する。 ③中小企業診断士の通信講座の受講及びFP技能検定2級の資格取得を奨励する。 ④店長が講師を務めるケーススタディ形式の自主勉強会を実施する。 ④融資部職員が講師を務める融資基礎研修を実施する。 	19年度取組みを継続する。	

取組項目	取組方針及び 具体的目標	具体的取組策	実施スケジュール		備考
			19年度	20年度	
(5) 地公体、商工会議所、商工会、再生支援協議会、事業再生の外部専門家等との連携<参照:3-(3)>					
・地公体、商工会議所、中小企業再生支援協議会等との連携	・柏崎ローカル支援センター、柏崎市、柏崎商工会議所等との連携強化 ・中小企業再生支援協議会との連携強化 ・㈱タナベ経営との連携による経営相談会、勉強会及びマンツーマン勉強会の実施	・柏崎ローカル支援センター、柏崎市、柏崎商工会議所との連携による相談会へ継続して参画 ・事案発生時には、中小企業再生支援協議会と連携し、その機能を積極的に活用 ・㈱タナベ経営との連携による「経営塾21」会員向け経営相談会、勉強会及び若手経営者を対象としたマンツーマン勉強会の実施	・柏崎商工会議所等主催の相談会に融資相談窓口として参画する。 ・事案発生時には、中小企業再生支援協議会と連携し、その機能を積極的に活用する。 ・「経営塾21」会員向け勉強会・経営相談会を19年11月、20年2月に実施する。 ・職員と顧客とのマンツーマン勉強会を実施する。	19年度取組みを継続する。	
(6) 利用者からの評価を業務に適切に反映するための態勢整備					
・利用者満足度アンケート調査の実施	・利用者満足度アンケート調査実施し、より一層利用者へのサービス向上に向けた取組みを促進	・個人、事業者を対象に利用者満足度アンケート調査を下期実施、調査結果に基づき改善策・対応策を検討・実施	・利用者満足度アンケート調査を実施する。 ・改善策、対応策を検討・実施する。	19年度取組みを継続する。	
2. 地域密着型金融の具体的取組み					
(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化					
・取引先企業の支援の一層の強化	・経営改善支援の対象先に対し、実態把握(定性面・定量面)を行い再建可能性の見極めを行ったうえで、経営改善支援室と営業店が連携して多様で良質の提案等を実施 ・情報・ノウハウ不足を補うために、外部機関や業界団体等と適切に連携を図る方針	①事業再生・経営改善支援活動の実施 ・経営改善支援実施要領及びマニュアルに基づき、支援方策を検討・実施 ②外部機関の一層の活用 ・中小企業再生支援協議会の活用 ・中小企業基盤整備機構の活用 ・商工会議所との連携強化 ③㈱タナベ経営との連携強化 ・経営相談会の実施 ・マンツーマン勉強会の実施	①前年度支援先に対する継続的フォローを実施する。 ①支援対象先の追加選定を行い、支援方策を検討・実施する。 ②事案発生時には、中小企業再生支援協議会と連携し、その機能を積極的に活用する。 ②にいがた産業夢おこし基金事業等の活用策を検討する。 ③経営相談会、マンツーマン勉強会を実施する。	19年度取組みを継続する。	
(2) 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底					
・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の拡充	・「目利き」能力の向上 ・動産・債権譲渡担保融資及びスコアリングモデル融資の検討・導入 ・財務諸表の精度が高い中小企業に対する適用金利軽減化の検討	①「目利き」能力の向上 ・定性情報の時系列管理・事業価値への付加 ・定量情報の質の向上 ・研修体制の充実 ②動産・債権譲渡担保融資及びスコアリングモデル融資の検討 ・規程・マニュアルの作成 ③財務諸表の精度が高い中小企業に対する適用金利軽減化の検討 ・導入の検討、マニュアルの作成	①全信協「目利き」研修へ派遣する。 ①自主勉強会を開催する。(10月から毎月1回開催予定) ①MIF帳票を有効活用する。(定量情報の質の向上) ②動産・債権譲渡担保融資、スコアリングモデル融資を検討する。 ③適用金利軽減化の導入について検討する。	①外部講師による庫内研修を開催する。(目利き) ①融資部による庫内研修を実施する。(MIF帳票の活用 他) ②動産・債権譲渡担保融資及びスコアリングモデル融資の販売を検討する。 ③適用金利軽減化の検討・実施する。	

取組項目	取組方針及び 具体的目標	具体的取組策	実施スケジュール		備考
			19年度	20年度	
(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献					
・地域活性化につながる多様なサービスの提供	・利用者満足度アンケート調査実施し、より一層利用者へのサービス向上に向けた取組みの促進 ・地公体、商工会議所、大学等との連携を強化し、地域経済の活性化に係る取組みの推進	①利用者へのサービス向上に向けた取組みの促進 ・個人、事業者を対象に利用者満足度アンケート調査を下期実施、調査結果に基づき改善策・対応策を検討・実施 ・団塊世代を含め高齢者の資産の有効活用、金融知識の普及等 ②産学官との連携強化 ・地公体、商工会議所、大学等との連携を強化し、地域経済の活性化に係る具体的取組策の検討・実施	①利用者満足度アンケート調査を実施し、改善策・対応策を検討・実施する。 ①高齢者向けローンを検討する。 ②地公体・商工会議所等との連携を強化し、具体的取組策を検討する。	①19年度取組みを継続する。 ①高齢者向けローンを販売する。 ②地公体・商工会議所等との連携を強化し、具体的取組策を実施する。	
3. 協同組織金融機関の特性を活かした具体的取組み					
(1) 目利き能力の向上、人材の育成<参照:1-(4)>					
・人材の育成(目利き能力の向上)	・企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力(「目利き」能力)の向上を図ることは、経営改善支援・事業再生の取組みの強化に資するとともに、与信判断力・融資セールス力の向上に繋がるという認識のもと、積極的に人材育成に取組む方針	①業界団体等主催の研修会に参加 ・中堅層を中心に積極的に派遣 ②通信講座の受講 ・指定3講座について、代理職以上の職員は2講座を受講必須 ③中小企業診断士及びFPの育成 ・通信講座の受講奨励により、中小企業診断士第1次試験の合格者を輩出したうえで、中小企業大学校東京校に派遣 ・FP技能検定2級の資格取得を奨励 ④各種勉強会の実施 ・店長による勉強会(代理～主任) ・融資基礎研修(入庫3年未満) ・外部講師による勉強会等	①全国信用金庫協会主催の「企業再生支援」「目利き力」等の研修会に積極的に参加する。 ①新潟県信用金庫協会主催の研修会に参加する。 ②指定3講座の通信講座の受講を奨励する。 ③中小企業診断士の通信講座の受講及びFP技能検定2級の資格取得を奨励する。 ④店長が講師を務めるケーススタディ形式の自主勉強会を実施する。 ④融資部職員が講師を務める融資基礎研修を実施する。	19年度取組みを継続する。	
(2) 身近な情報提供・経営指導・相談					
・情報提供・経営指導・相談態勢の強化	・㈱タナベ経営との連携による経営相談会、勉強会及びマンツーマン勉強会の実施	・㈱タナベ経営との連携による「経営塾21」会員向け経営相談会及び勉強会の実施 ・㈱タナベ経営との連携による若手経営者を対象としたマンツーマン勉強会の実施	・「経営塾21」会員向け勉強会・経営相談会を19年11月、20年2月に実施する。 ・職員と顧客とのマンツーマン勉強会を実施する。	19年度取組みを継続する。	

取組項目	取組方針及び 具体的目標	具体的取組策	実施スケジュール		備考
			19年度	20年度	
(3) 商工会議所、商工会、再生支援協議会等との連携<参照:1-(5)>					
・地公体、商工会議所、中小企業再生支援協議会等との連携	・柏崎ローカル支援センター、柏崎市、柏崎商工会議所等との連携強化 ・中小企業再生支援協議会との連携強化 ・㈱タナベ経営との連携による経営相談会、勉強会及びマンツーマン勉強会の実施	・柏崎ローカル支援センター、柏崎市、柏崎商工会議所との連携による相談会へ継続して参画 ・事案発生時には、中小企業再生支援協議会と連携し、その機能を積極的に活用 ・㈱タナベ経営との連携による「経営塾21」会員向け経営相談会、勉強会及び若手経営者を対象としたマンツーマン勉強会の実施	・柏崎商工会議所等主催の相談会に融資相談窓口として参画する。 ・事案発生時には、中小企業再生支援協議会と連携し、その機能を積極的に活用する。 ・「経営塾21」会員向け勉強会・経営相談会を19年11月、20年2月に実施する。 ・職員と顧客とのマンツーマン勉強会を実施する。	19年度取組みを継続する。	
(4) 顧客ニーズを踏まえた融資商品・目的別ローン等の提供					
・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の提供 ・多重債務者向け「おまとめローン」の提供	・担保、第三者保証不要の融資商品の継続提供及び新商品の検討・発売 ・多重債務者向け融資商品の継続提供	・担保、第三者保証不要の融資商品「ネクスト」「チャレンジ」「農業振興資金」等の継続提供 ・多重債務の一本化による返済金の軽減を目的とした、多重債務者向け「おまとめローン」の継続提供 ・アンケート調査による顧客ニーズを踏まえた融資商品の検討	・担保、第三者保証不要の融資商品を継続的に提供する。 ・多重債務者向け「おまとめローン」を提供する。 ・アンケート調査による顧客ニーズを踏まえた融資商品を検討する。	・19年度取組みを継続及び顧客ニーズを踏まえた融資商品を発売する。	
(5) 予防策を中心とした多重債務者問題解決への一定の役割発揮					
・国、地公体、学校等との連携により啓蒙活動の実施	①関係団体との協調体制の確保 ②一日本支店長の委嘱	①多重債務者問題は、金融庁、県等をはじめとする関係団体主催の諸会議への協力による啓蒙活動等の実施 ②金庫独自の対応である、小学生による一日本支店長の体験実施	①市町村に設置される多重債務問題にかかる相談窓口等との連携を保って対応する。 ②一日本支店長は震災により中止した。	①19年度取組みを継続する。 ②経済やお金の仕組みへの理解を深めるため小学生を対象として一日本支店長を委嘱する。	
(6) 個人・小規模事業者の資金ニーズに対するきめ細やかな対応					
・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の提供 ・長期固定金利対応融資商品の発売	・担保、第三者保証不要の融資商品の継続提供及び新商品の検討・発売 ・信金中金制度資金「しんきん長期固定金利ローンサポート」の活用	・担保、第三者保証不要の融資商品「ネクスト」「チャレンジ」「農業振興資金」等の継続提供 ・金利上昇局面での長期固定金利対応商品として信金中金制度資金「しんきん長期固定金利ローンサポート」の活用	・担保、第三者保証不要の融資商品を継続的に提供する。 ・長期固定金利アパートローン、長期固定住宅ローンを取扱する。	19年度取組みを継続する。	

取組項目	取組方針及び 具体的目標	具体的取組策	実施スケジュール		備考
			19年度	20年度	
(7) コミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資、地域社会への貢献・還元					
・新潟県中越沖地震からの復興支援	・地震災害の罹災者に対する相談窓口の設置及び休日相談窓口の開設 ・地震災害復旧支援融資商品の発売・提供	・震災による罹災者を対象とした相談窓口を全店に設置。また、平成19年12月までの全ての土・日曜日に休日相談窓口を本店にて開設 ・被災事業所、個人を対象に地震災害復旧融資商品の発売及び県・市震災融資商品の取扱い開始	・震災相談窓口を設置する。 ・休日相談窓口を開設する。 ・地震災害復旧融資商品を提供する。	19年度取組みを継続する。	
(8) 総代会の機能向上等に向けた取組み					
・総代懇談会の開催 ・総代会制度の周知・理解の促進 ・会員からの意見の反映	・総代としての役割の理解・徹底 ・会員から直接的に意見等を収集	・総代懇談会の開催(年2回) ・会員向け業務報告書及びディスクロージャー誌に総代会に関する事項に総代会制度や決議事項等の開示 ・アンケート調査の実施	・上半期、下半期に総代懇談会を開催する。 ・18年度ディスクロージャー誌及び業務報告書に総代会に関する事項として掲載した。 ・19年度下期にアンケート調査を実施し、結果をホームページに掲載する。	19年度取組みを継続する。	
(9) 半期開示の充実に向けた取組み					
・半期開示の積極的な開示	・開示項目や内容の充実	・半期開示項目の見直しを実施	・19年9月期の半期開示をホームページ等で行う。	19年度取組みを継続する。	
(10) 信用リスク管理態勢の充実					
・信用リスクを適正に把握し、適切なリスク管理の実施	・小口多数によるリスク分散 ・業種偏重融資、特定先に対する与信集中の回避	・信金共同事務センター「信用リスク管理システム」・SSC「企業信用格付システム」・信金中金「SDB」等を活用し信用リスクの適正な把握・管理体制の充実	・信用リスクの計量化を実施する。 ・与信ポートフォリオ管理を徹底する。 ・大口先・問題先債務者の管理を強化する。(与信再生計画含む)	19年度取組みを継続する。	
(11) 市場リスク管理態勢の充実					
・市場リスク管理規程の整備及びリスク管理態勢の強化	・市場リスク量の把握と市場関連情報の収集	・業界団体等の開催する研修会に参加 ・統合的リスク管理ALM委員会の定例開催	・業界団体等の開催する研修会に参加し、リスク管理態勢整備に反映していく。 ・毎月1回、統合的リスク管理ALM委員会を開催し、市場動向や金利情報、リスク量の確認を徹底する。	19年度取組みを継続する。	

取組項目	取組方針及び 具体的目標	具体的取組策	実施スケジュール		備考
			19年度	20年度	
(12) 法令等遵守の徹底					
①法令等遵守態勢の点検強化 ②顧客保護等管理態勢の充実・強化	①法令等遵守状況の点検強化 ・内部監査及びコンプライアンス臨店指導の充実・強化 ②顧客保護等管理態勢の充実・強化 ・顧客への説明態勢の徹底 ・苦情・相談処理態勢の充実 ・顧客情報の管理・取扱いの徹底	①法令等遵守状況の点検強化 ・定期的な内部監査及びコンプライアンス臨店指導による法令等遵守態勢の検証・指導等の充実・強化 ②顧客保護等管理態勢の充実・強化 ・研修会・勉強会による説明義務の充実・強化 ・苦情等の分析・還元及び重要案件のフィードバックによる再発・未然防止の強化 ・内部監査による個人情報の管理・取扱いの検証の充実・強化	①内部監査及びコンプライアンス臨店指導による検証及びフォローアップ検証を充実・強化する。 ②「金融商品取引法」の研修会等により各種金融商品等の説明義務に対する重要性・内容等を徹底する。 ③苦情等への対応・報告体制の強化及び苦情等の分析・還元及び重要案件のフィードバックを徹底・強化する。 ④内部監査による個人情報に関する事務処理・管理等の検証・指導等を充実・強化する。	19年度取組みを継続する。	